

本人確認書類を忘れずにお持ちください。

市役所での手続きの際に本人確認をいたします。
本人を確認できる書類で、有効期限内のものを提示してください。

1点の提示 でよいもの	・運転免許証  ・マイナンバーカード  マイナンバーカードは交付を希望する人が申請して取得します。 そのほか ・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード など				
2点の提示 が必要なもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>イ</th><th>ロ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 健康保険被保険者証(または資格確認書) - 介護保険被保険者証 - 年金手帳 - 年金証書 - など </td><td> - 学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) - 勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) - 公の機関が発行した資格証明書(顔写真付きのもので国、都道府県、市町村又はその指定機関が発行した登録証、資格証明書等) - など </td></tr> </tbody> </table> イ欄から2点またはイ欄とロ欄から各1点ずつ ※ロ欄から2点は不可	イ	ロ	- 健康保険被保険者証(または資格確認書) - 介護保険被保険者証 - 年金手帳 - 年金証書 - など	- 学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) - 勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) - 公の機関が発行した資格証明書(顔写真付きのもので国、都道府県、市町村又はその指定機関が発行した登録証、資格証明書等) - など
イ	ロ				
- 健康保険被保険者証(または資格確認書) - 介護保険被保険者証 - 年金手帳 - 年金証書 - など	- 学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの) - 勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの) - 公の機関が発行した資格証明書(顔写真付きのもので国、都道府県、市町村又はその指定機関が発行した登録証、資格証明書等) - など				

マイナンバー通知カードは、本人確認書類になりません。



<代理人が手続きするとき>

- ・代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ・手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ・番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。



富津市役所

〒293-8506

富津市下飯野2443番地

市役所代表電話番号
0439-80-1222

富津市ホームページ <http://www.city.futtsu.lg.jp/>

手続きチェックシート

他の市町村へ引越しされる方へ

転出

転出届

新しい住所地にお住まいになる
14日前から受付しています。

<届出に必要なもの>

- ・窓口に来られる方の「本人確認書類」
(運転免許証、マイナンバーカード、保険証(資格確認書)及び年金手帳など)
- ・代理人が届出する場合、原則「委任状」
(同一世帯の方は不要)
- ・国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」または「通知カード」

関連する手続きで個人番号の記入が必要な場合がありますので、
マイナンバーカード等(※)を持参してください。



関連する手続きは
見開きにあります。



富津市

おもてなしキャラクター

ふつつん

(※) 通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

転出に関連する主な手続き

あてはまる手続きを確認してください。

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
印鑑住所 印鑑登録をしている方	自動的に登録廃止になります。	印鑑登録証をお持ちの場合は回収します。		1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253
国外へ転出される方	受付窓口でご相談ください。	・お持ちの方はマイナンバーカードまたは通知カード ・年金手帳		

あてはまる手続きを確認してください。

下記にあてはまる方はいますか？	手続き	必要なもの	該当	問い合わせ窓口
障がい 自立支援医療（精神通院医療）を受給していた方	返還手続き ※県外または千葉市へ転出する場合に手続きが必要です。	・受給者証		2階 25番 障がい福祉課 Tel.0439-80-1260
・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方		・各種手帳		

保険年金

国民健康保険に加入している方	・被保険者証（資格確認書等）の返却 ・保険料のご案内 ※加入月数に応じて再計算します。	・被保険者証（資格確認書等） ・マイナンバーカードまたは通知カード等（※） ・本人確認書類		1階 1番 国民健康保険課 Tel.0439-80-1271
後期高齢者医療制度に該当する方	・被保険者証等の返却 ・保険料のご案内 ※加入月数に応じて再計算します。 ※県外に転出される方には「負担区分等証明書」が発行されます。			
年金に加入している方 国民年金を受給している方	富津市での手続きはありません。			1階 3～5番 市民課 Tel.0439-80-1253

住所地特例施設へ異動される方は、介護保険に関する手続きは不要です。
サービス利用のある方は受付窓口でご相談ください。

介護

65歳以上の方 40歳～64歳で要介護・要支援認定を受けている方及び申請中の方	被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証（お持ちの方）の返却 ※転出先で要介護・要支援認定を受ける場合は、「介護保険受給資格証明書」の発行が必要となります。	・被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証		2階 24番 介護福祉課 介護福祉係 Tel.0439-80-1262
高齢者紙おむつ給付を受けている方	高齢者紙おむつ給付の停止			高齢者支援係 Tel.0439-80-1300

障がい

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者福祉手当を受給している方	資格喪失手続き	・マイナンバーカードまたは通知カード等（※） ・本人確認書類		2階 25番 障がい福祉課 Tel.0439-80-1260
特別児童扶養手当を受給している方	転出手続き ※県外または千葉市へ転出する場合に手続きが必要です。	・マイナンバーカードまたは通知カード等（※） ・本人確認書類		
重度心身障害者医療費等助成・精神障害者医療費助成制度を受給していた方（同一世帯に受給者がいる方も含む）	廃止手続き	受付窓口でご相談ください。		

その他

犬を飼っている方	富津市での手続きはありませんので、新しい住所地の市町村で登録等の手続きを行ってください。			1階 9番 環境保全課 Tel.0439-80-1273
水道の使用をやめる方	閉栓手続き ・お電話／インターネットから可。 ・中止する3日前までに手続きを。	水道料金等徴収検針業務受託業者のヴェオリア・ジェネッツ(株)につながります。 (平日・土曜 8:30～17:15)		かずさ水道 広域連合企業団 富津営業所 Tel.0439-66-1111
富津市タクシー運賃助成利用登録をされていた方	富津市タクシー運賃助成利用登録証などの返却（窓口または郵便）	・富津市タクシー運賃助成利用登録証 ・未使用の富津市タクシー運賃助成利用券		2階 29番 企画課公共交通係 Tel.0439-80-1229
選挙権をお持ちの方 （富津市の選挙人名簿に登録されている方）	在外選挙人名簿移転申請（出国時申請）	・本人確認書類 ・申出書（代理の場合） ・パスポート（任意）		5階 52番 選挙管理委員会 Tel.0439-80-1349

（※）通知カードは法律の改正により令和2年5月25日より廃止となりましたが、氏名や住所等の記載事項が住民票と一致する場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけます。なお、マイナンバーを証明する書類は、マイナ

海外に居住して3ヶ月経過後、管轄する在外公館にて申請もできます。投票できる選挙は国政選挙のみです。